

義務教育に係る国による財源確保、教育の機会均等と水準
の維持・向上並びにゆきとどいた教育の保障に関する意見書

国は、全ての国民がもつ教育を受ける権利を保障する立場にある。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、義務教育費国庫負担制度を存続・拡充するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要がある。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が 2025 年度までに段階的に 35 人に引き下げられ、少人数学級の必要性は、中学校においても変わらないことから、小学校に留まることなく実現を求めていくことが必要である。さらに、きめ細やかな指導を行うために、今後は 30 人以下学級の実現が不可欠である。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症が子どもの心へ与えている影響は大きく、「イライラしている様子が増えた」「部活や行事などの活動に意欲がわかない様子が見られる」「『夜に理由もなく泣くようになった』と保護者から相談を受けた」など、現場教職員からの声が届いている。教職員には今まで以上に、一人ひとりの心に寄り添った対応が求められている。一方、消毒作業をはじめとする日々の感染症対策は、教職員が子どもたちとむき合う時間の確保を困難なものにしている。加えて、T.T や少人数授業のために配置されていた教員の加配の一部が、今年度 35 人以下学級を実現するための定数として使われており、実質的に学校現場の教職員の配置は増加したとは言えない状況がある。

子どもの心のケアや様々な教育課題への対応等のためには、さらなる加配教員の充実や、業務をアシスタントするためのスクールサポートスタッフの全校配置、そして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの全校配置が必要である。

以上のことから、2022 年度（令和 4 年度）政府予算編成において、教育の機会均等と水準の維持・向上並びにゆきとどいた教育を実現するため、国においては、次の事項について実現されるよう要望する。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- 2 小学校の 35 人以下学級を計画的に進め、中学校での 35 人以下学級を早急に策定すること。また、30 人以下学級の実現にむけて検討すること。
- 3 学校の働き方改革・長時間労働の是正を実現し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、加配の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、業務をアシスタントするためのスクールサポートスタッフを全校配置すること。
- 4 子どもたちの心に寄り添うためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 24 日

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣 殿

神奈川県愛甲郡愛川町議会
議長 馬場 司